

●香川県告示第218号

平成28年香川県告示第141号（保安林の指定の解除予定の通知）の一部を次のように訂正する。

平成28年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p><u>1(1) 解除に係る保安林の所在場所</u> ・東かがわ市字引田与治山（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p><u>(2) 保安林として指定された目的 魚つき</u></p> <p><u>(3) 解除の理由 道路用地とするため</u></p> <p><u>2(1) 解除に係る保安林の所在場所</u> ・東かがわ市字引田与治山（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p><u>(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健</u></p> <p><u>(3) 解除の理由 道路用地とするため</u></p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p><u>1 解除に係る保安林の所在場所</u> 東かがわ市字引田与治山（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p><u>2 保安林として指定された目的 魚つき、公衆の保健</u></p> <p><u>3 解除の理由 道路用地とするため</u></p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）</p>